

## 芦田川府中漁業協同組合内水共第 53 号及び 内水共第 54 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、芦田川府中漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 53 号及び内水共第 54 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下遊漁という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。ただし、オンラインシステムにより行うこともできる。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、友釣、投網、流し釣り、うなぎ籠による場合には、第 9 条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 5 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の期間中はしてはならない。

ア 魚種	イ 漁具、漁法	ウ 期間
こい	毛針（疑似餌針）	4 月 1 日から第 4 条第 1 項のあゆ解禁日まで
ます		9 月 1 日から第 4 条第 1 項のあまご解禁日前日まで

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	竿釣（友釣）については 6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日（あゆ解禁日）から 11 月 30 日まで
	投網については 6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日（あゆ解禁日）から 11 月 30 日まで

こい	1月1日から12月31日まで ただし、投網の遊漁については6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から11月30日まで
うなぎ	4月1日から9月30日まで
ます	3月1日から8月31日までの期間内で組合が定めて公示する日（あまご解禁日）から8月31日まで

- 2 前項の公示は、組合の事務所及び第5条第3項の遊漁料の納付場所に掲げるほか、組合のウェブサイトにて公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

手釣、竿釣、友釣、投網、流し釣、うなぎ籠による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日券	年券
あゆ	竿釣（友釣）	2,000円	5,000円
こい	手釣、竿釣	2,000円	3,000円
うなぎ	手釣、竿釣、うなぎ籠、流し釣り		
ます	手釣、竿釣	2,000円	4,000円
あゆ、こい	投網	2,000円	6,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。
- 3 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

	納付場所	住 所
(1)	芦田川府中漁業協同組合	府中市鶴飼町 702-1
(2)	その他組合が指定する場所	

- 4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、遊漁に際しては、川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 8 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第 2 号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第 9 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

(別 記)

(様式第1号) 遊 漁 承 認 証

表

裏

NO _____	
<b>遊 漁 承 認 証</b>	
次のとおり遊漁を承認します。	
1. 遊 漁 者	
住 所	
氏 名	
生年月日	(年令 才)
2. 承 認 期 間	
3. 魚 種	
4. 漁具・漁法	
5. 遊 漁 区 域	当組合漁場
6. 遊 漁 料	
年 月 日	
芦田川府中漁業協同組合	

<b>注 意 事 項</b>
1. 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
2. 漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
3. 危険な場所での遊漁や危険な行為はしないこと。
4. 遊漁に際しての事故については、組合は関知しない。
5. 遊漁に際して漁場監視員の指示に従わなければならない。

(様式第2号) 漁 場 監 視 員 証

表

裏

NO _____	
<b>漁 場 監 視 員 証</b>	
次の者は当組合員の漁場監視員であることを証明する。	
住 所	
氏 名	(年令 才)
有効期間	
年 月 日	～ 年 月 日
年 月 日	
芦田川府中漁業協同組合	

<b>注 意 事 項</b>
1. 監視員は遊漁規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
2. 監視員は監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけること。
3. 監視員は遊漁者が遊漁規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じることができる。
4. 監視員証の有効期間が満了したときは直ちに組合に返納すること。